

児童扶養手当

のしおり



北見市

202003

も く じ

支給要件……………	1	現況届について…	6
支給金額……………	2	各種届出…………	7
所得制限……………	4	証書について……	9
支給時期……………	5	手当の返還………	9
一定期間経過後の一部支給停止について…	6		

手 当 の 受 付 ・ 相 談 窓 口

子ども未来部	子ども支援課	TEL (0157) 25-1137
(所在地：大通西2丁目1番地		まちきた大通ビル庁舎 4階)
端野総合支所	保健福祉課	TEL (0157) 56-2117
常呂総合支所	保健福祉課	TEL (0152) 54-2114
留辺蘂総合支所	保健福祉課	TEL (0157) 42-2425

養 育 や 生 活 の 相 談 窓 口

北見市子育て世代包括支援センター（子ども支援課）	TEL (0157) 25-1137
(所在地：大通西2丁目1番地	まちきた大通ビル庁舎 4階)
むつみ会ひとり親等自立支援センター	TEL (0157) 23-4195
(所在地：北8条西1丁目	北見母子父子福祉センター 1階)

支給要件

次のいずれかに該当する児童を監護、養育している父親か母親または養育者に手当を支給します。

- ① 父母が離婚し、父もしくは母に監護されている児童
- ② 父もしくは母が死亡した児童
- ③ 父もしくは母が障がいの状態にある児童
- ④ 父もしくは母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父もしくは母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑥ その他前各号に準ずる児童

ただし、上記にあてはまる場合でも、次に該当するときは手当を受給できません。

- ① 父、母、養育者または児童が日本に居住していないとき
- ② 児童が里親に委託されているとき
- ③ 児童が児童福祉施設（乳児院等）に入所しているとき

なお、次に該当するときには、手当の受給資格が喪失します。

- ① 児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日(心身に障がいがあるときは、20歳)になったとき
- ② 受給者が婚姻したとき(内縁関係・事実上の婚姻「事実婚」を含みます)
- ③ その他、支給要件に該当しなくなったとき

「事実婚」とは、夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在する状況をさします。男性もしくは女性と同居している場合の他に、頻繁（定期的）な訪問・生活費の援助などがあれば、同居していなくても事実婚となります。また、子どもが前夫・前妻の税法上の扶養親族になった場合は、事実婚と同様の取り扱いとなります。（離婚前及び直後の課税分は除く。）

※事実婚等に該当した状態で、資格喪失届を提出せずに手当を受給した場合は、事実婚開始時期まで遡って返還していただきます。

支給金額

児童扶養手当の支給金額は、受給者（請求者）本人と扶養義務者^{*1}、配偶者（重度障がいの場合）の所得額と税法上の扶養人数、そして監護している児童の人数によって決まります。

【支給金額（月額）】

（令和2年4月～）

児童数	全部支給	一部支給
1人	43,160円	43,150円～10,180円
2人	53,350円	53,330円～15,280円
3人以上	3人目以降1人につき 6,110円加算	3人目以降1人につき 6,100円～3,060円加算

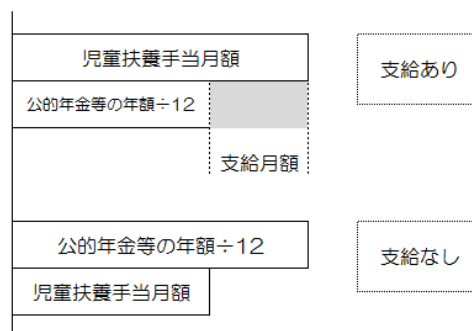
・一部支給の計算方法 [10円未満四捨五入]

児童	計算式
1人目	43,150円－（受給者の所得＋養育費の8割－全部支給額の所得制限限度額）×0.0230559
2人目	10,180円－（受給者の所得＋養育費の8割－全部支給額の所得制限限度額）×0.0035524
3人目 以上	{6,100円－（受給者の所得＋養育費の8割－全部支給額の所得制限限度額）×0.0021259} ×第3子目以降の児童数

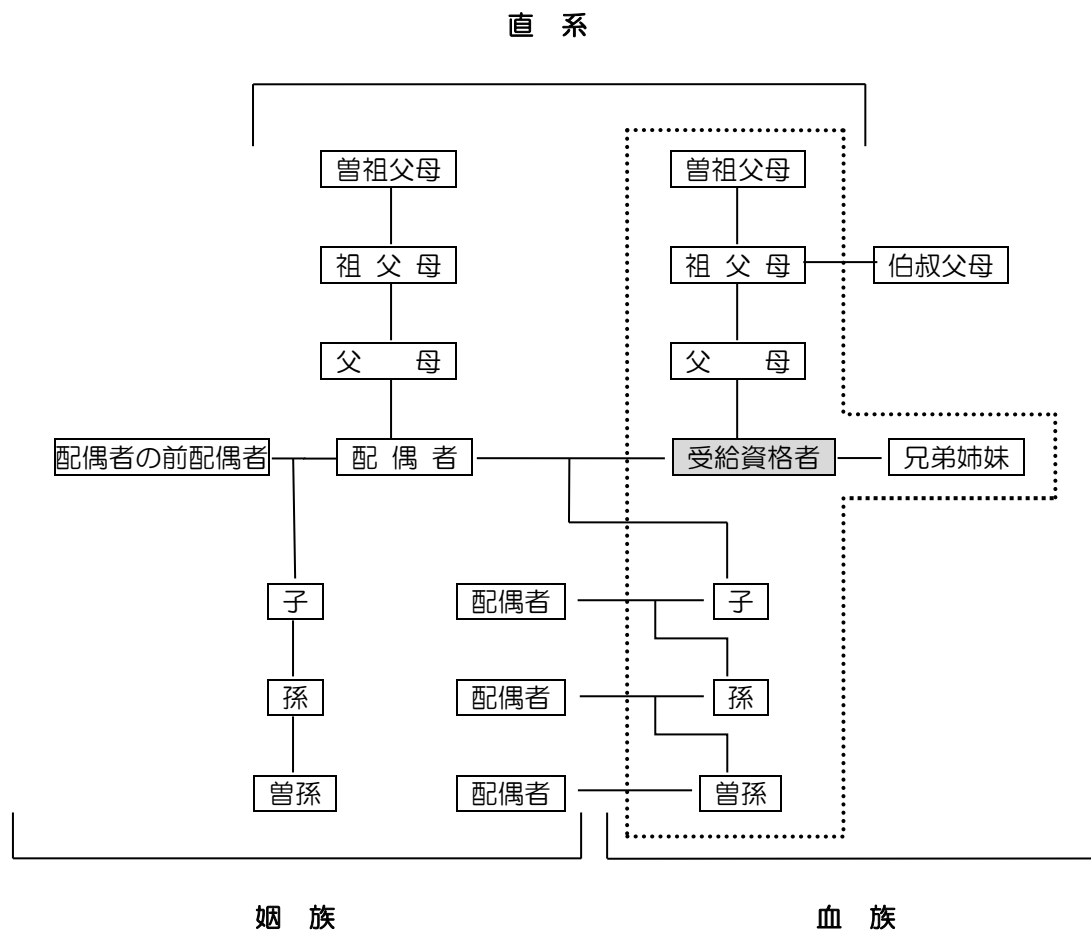
公的年金等との併給について

受給者（請求者）または児童が、公的年金等（障害年金・遺族年金・老齢年金等）を受給している場合は、公的年金等の月額相当額より児童扶養手当の月額が上回るとき、その**差額分**を支給します。

$$\text{〔手当支給月額} = \text{児童扶養手当月額} - \text{公的年金等月額相当額〕}$$



※1 扶養義務者とは



- * 本人と同一住所で、 の範囲の方を「扶養義務者」といいます。
- * 世帯分離をしていますが、同一住所に住んでいる場合は扶養義務者となります。
- * 本人、扶養義務者等の所得は合算せず、それぞれ個人の所得で判定します。



【所得制限】

受給者（請求者）である父・母の所得が一部支給の所得制限額を超えたとき、または、扶養義務者・配偶者（重度障がいの場合）・孤児等の養育者の所得が所得制限額を超えたとき、児童扶養手当は「全部支給停止（0円）」となります。ただし、資格喪失事由に該当しない限り受給資格は継続となります。

・所得制限額表

税法上の 扶養親族 等の数 (人)	受給者（請求者）		扶養義務者（同居の父母等） 配偶者（重度障がいの場合） 孤児等の養育者
	所得額		所得額
	全部支給	一部支給	
0	49万円	192万円	236万円
1	87万円	230万円	274万円
2	125万円	268万円	312万円
3	163万円	306万円	350万円
4以上	それぞれ1人増えるごとに38万円加算		

※以下の要件を満たす税法上の扶養親族がいる場合は、1人につき一定額を加算します。

《受給者（請求者）》

- ・特定扶養親族…15万円
- ・19歳未満の一般扶養親族…15万円（要 申立書）
- ・70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族…10万円

《扶養義務者（同居の父母等）、配偶者（重度障がいの場合）、孤児等の養育者》

- ・老人扶養親族が2人以上いるとき…1人につき6万円

※扶養親族が老人扶養親族のみのとき…2人目から1人につき6万円

所得の計算

所得は、それぞれ各個人ごとに計算します。世帯で合算することはありません。

《所得の計算方法》

$$\boxed{\text{児童扶養手当上の所得額}} = \boxed{\text{税法上の所得額}} + \boxed{\text{養育費の年間受取額の8割相当額}} - \boxed{\text{各種控除}}$$

受給者（請求者）のみ

〔税法上の所得〕

前年中（1月から9月に請求するときは、前々年）の日常的に得る所得〔例：給与・営業・年金（障害・遺族は除く）・不動産等〕、一時的な所得〔例：生命保険の一時金等〕、株式・先物取引にかかる所得、不動産（土地・建物等）の譲渡にかかる所得（ただし、特別控除が適用となる場合あり）等のことを言います。

受給者（請求者）及び扶養義務者等の方の所得が未申告状態になっていると、児童扶養手当の月額を決定することができませんので注意してください。

なお、所得がない場合でも、毎年2月～3月に市民税課または各総合支所総務課でその旨申告が必要となります。なお、お子さん等の扶養親族の申告もれないようにお願いいたします。

〔養育費〕

養育費は、所得と同一年中に実際に父・母及び児童が受け取った金額を申告していただきます。実際にどれだけ受け取ったかわかるようにしておいてください。

〔各種控除〕

社会保険料控除として一律8万円控除されます。その他の代表的な控除は以下のとおりです。

種類	金額	種類	金額
障害者控除	27万円	雑損控除	税法上の 控除額
特別障害者控除	40万円	医療費控除	
勤労学生控除	27万円	配偶者特別控除	
寡婦（夫）控除 ^{※2}	27万円	特別寡婦控除 ^{※2}	35万円

※2 寡婦（夫）控除、特別寡婦控除について

この控除は、受給者（請求者）には適用されません（扶養義務者、孤児等の養育者には適用されます。）。また、未婚のひとり親に対する「みなし寡婦（夫）控除」についても同様です。

支給時期

児童扶養手当は、認定請求書を受付した日の属する月の翌月分から支給の計算開始となります。

令和2年度の支給は、5月、7月、9月、11月、1月、3月の11日に指定口座に振り込みで行います。（11日が休日の場合は、直前の営業日となります。）

一定期間経過後の一部支給停止について

児童扶養手当は、次のいずれか早い方の期間を経過すると、一部支給停止（2分の1）となります。（児童扶養手当法第13条の3）

- ① 認定の請求をした翌月（支給開始月）の初日から5年を経過したとき
（認定請求時に3歳未満の児童を監護しているときは、その児童が3歳に達した月から起算して5年を経過したとき）
- ② 手当の支給要件に該当するに至った月の初日から7年を経過したとき

ただし、次の条件に該当するときは、その旨の届出をすることによって、一部支給停止の適用を除外することができます。

- 就業、求職活動など自立を図るための活動をしている。
- 資格取得のため専修学校等に在学している。
- 受給者（請求者）自身が障がいの状態にある。
- 受給者（請求者）自身が負傷、疾病若しくは要介護状態にある。
- 監護している児童・親族が障がいの状態にある。または負傷や疾病若しくは要介護状態にある。

※上記以外にも一部支給停止の適用となる場合がありますので、いずれにも該当しない場合は職員にご相談ください。

現況届について

毎年8月に現況届（更新の手続き）があります。手当が全部支給停止となっている方も届が必要ですのでご注意ください。

なお、2年以上届出がないときは、時効により手当を受給する権利が消滅します。

※必要書類がそれぞれ異なります。毎年7月末にご案内しておりますので必ずご確認ください。

所得状況届

7月～9月に認定請求書を提出した方は、その年の10月末までに所得状況届の提出が必要となります。

各種届出

次に該当する場合は、届出が必要です。

※届出事由発生日から翌月15日までに届出がない場合は、手当の支給を差し止める場合があります。

- 手当を受けている父または母が婚姻したとき（内縁関係・事実上の婚姻を含みます）
 - 児童が死亡または日本国内に住所を有しなくなったとき
 - 手当を受けている方が日本国内に住所を有しなくなったとき
 - 児童が施設に入所・里親に委託されたとき
 - 児童を監護・養育しなくなったとき
 - 遺棄していた父または母から連絡・訪問・送金があったとき
 - 刑務所に拘禁されている父または母が出所したとき（仮出所も含みます）
- ⇒ 資格喪失届 または 額改定届
〔添付書類〕 施設に契約入所したとき：契約書の写し
-
- 引き取り等により児童が増えたとき
- ⇒ 額改定請求書
〔添付書類〕 対象児童が記載されている戸籍謄本
-
- 受給者及び児童の氏名・住所または振込口座に変更があるとき
- ⇒ 変更届
〔添付書類〕 氏名：戸籍謄本、（受給者の氏名が変わったときは通帳の写し）
住所：住宅に係る書類（次のうち、該当するもの）
貸借契約書、公営住宅の入居許可通知書および請書、敷金・家賃の領収書、
持ち家の登記簿謄本、登記情報通知書、固定資産税納税通知書 等
光熱水費（電気・ガス・水道）の検針票および領収書または請求書（後日提出可）
口座：通帳の写し（受給者名義のものに限る）
-
- 扶養義務者に増減があったとき
- ⇒ 支給停止関係届
〔必要書類〕 対象扶養義務者のマイナンバーがわかるもの

- 養育者が児童と別居するようになったとき
- ⇒ 別居監護申立書
- ※民生委員・学校長等の証明が必要

【対象児童に障がいがあるとき】

対象児童が児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障がい^{※3}があるときは、20歳の誕生日の前日の属する月の分まで児童扶養手当の対象とすることができます。

診断書をご提出いただき審査することになりますので、まずは受付窓口にご相談ください。

なお、特別児童扶養手当の対象となっている児童のときは、改めて届出いただく必要はありません。

【公的年金等の受給申請をしたとき】

次のように公的年金等を受給することができるようになったとき、または、公的年金等の受給額に変更があったときは、届出が必要です。

- 手当を受けている方が、国民年金・厚生年金などの公的年金を受け取ることができるようになったとき
- 児童が遺族年金を受け取ることができるようになったとき
- 児童が父または母の受けている障害基礎年金などの加算対象となったとき
- 児童や手当を受けている方が、父や母の死亡によって労働基準法の遺族補償を受けたとき

⇒ 公的年金等受給状況届

〔必要書類〕年金証書、受給額の変更通知書、
遺族補償等の受給状況がわかる書類

ただし、公的年金等の支給開始月によっては、支給済みの児童扶養手当を返還していただくことがありますので、年金事務所等に申請を行った段階で受付窓口までご連絡ください。

証 書 に つ い て

児童扶養手当が認定・更新（全部支給停止の方を除く）されたときは、証書を交付します。

証書は、児童扶養手当を受ける資格があることを証する書類ですので、大切に保管してください。なお、他人に譲渡したり質に入れたりすることはできません。

なお、破損・紛失等したときは、証書を再発行することができますので、受付窓口にご来庁ください。（子ども支援課は即日発行、総合支所は後日郵送となります。）

手 当 の 返 還

必要な届出をしなかった、または、届出が著しく遅れて児童扶養手当の過払いが発生したときは、その事由発生日まで遡り支給済みの手当を全額返還していただきます。

また、偽りその他不正な手段で手当を受給した者は、支給済みの手当を全額返還していただくとともに、児童扶養手当法第35条に基づき罰せられることがあります。

※3 児童扶養手当法施行令抜粋	別表第一 （障がいの認定基準）
一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの	十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの （備考）視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。 ※この基準は、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害程度の一級および二級ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害等級の一級、二級、三級および四級の一部がこれに相当するものとなっています。
二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの	
三 平衡機能に著しい障害を有するもの	
四 そしやくの機能を欠くもの	
五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの	
六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの	
七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	
八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの	
九 一上肢のすべての指を欠くもの	
十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	
十一 両下肢のすべての指を欠くもの	
十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの	
十三 一下肢を足関節以上で欠くもの	
十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	

児童扶養手当認定請求時に必要な書類

〔

様〕

本人確認書類 〔1点でよいもの：運転免許証、マイナンバーカード、障害者手帳 等〕 〔2点必要なもの：健康保険証、年金手帳、学生証 等〕
マイナンバーカードまたは通知カード （請求者・児童・同居のご家族）
戸籍謄本 （離婚日が記載されていて、申請日の1か月以内交付のもの） ※請求者と子が別戸籍の場合は、それぞれご用意ください。
請求者名義の預貯金通帳 （離婚等で姓が変更になった方は、現姓名のもの）
印鑑 （シャチハタ不可）
請求者本人の年金手帳 （紛失の場合は、北見年金事務所でご相談ください。）
住宅に係る書類 賃貸借契約書、公営住宅の入居許可通知書及び請書、敷金・家賃の領収書、持ち家の登記簿謄本、登記情報通知書、固定資産税納税通知書 等 （ ）
光熱水費（電気・ガス・水道）の検針票および領収書または請求書 ※揃い次第ご提出ください。（オール電化の場合、ガスは不要です。）
一部支給停止適用除外事由届出書の添付書類 ・健康保険証（国保を除く）、雇用証明書、自営業従事申告書、求職活動支援機関等利用証明書、学生証 等 ・身体障害者手帳（1～3級）、精神障害者保健福祉手帳（1～2級） 等 ・特定疾患医療受給者証、特定疾病療養受療証、特定医療費（指定難病）受給者証、医師の診断書 等 （ ）
別居監護申立書 （児童と別住所の場合 等）
民生委員の証明 （事実婚解消・未婚・前夫等との近距離居住 等）
年金証書
保護命令決定書の謄本 及び 確定証明書 【保護命令の場合】
その他 （ ）

※ 児童扶養手当の手続きは本人しかできません。（代理人不可）

※ 認定請求後に、上記以外に必要な書類を追加して用意していただく場合がありますので、ご了承ください。

請求前に確認してください！！

- ・前配偶者またはパートナーの方と住民票上の住所が別になっていますか？
- ・住民票上の住所は別になっているが、同居されている異性の方はいますか？
- ・健康保険証は、前配偶者またはパートナーの扶養から抜けていますか？
⇒請求できません。
- ・公的年金等を受給していたり、受給する予定はありませんか？
⇒支給金額に影響いたします。